

浜松市告示第 5 2 0 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令 和 8 年 9 月 1 5 日
から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令 和 8 年 9 月 1 5 日から 2 週間浜松市中央土木整備事務所において一般の
縦覧に供する。

令 和 8 年 9 月 1 5 日

浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	領家 5 号線	浜松市中央区領家二丁目 330 番 8 から 浜松市中央区領家二丁目 330 番 9 まで	前	最小 3.37m ～ 最大 3.40m	14.43m
			後	最小 3.68m ～ 最大 3.70m	

浜松市告示第 5 2 0 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令 和 8 年 9 月 1 5 日
から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令 和 8 年 9 月 1 5 日から 2 週間浜松市中央土木整備事務所において一般の
縦覧に供する。

令 和 8 年 9 月 1 5 日

浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	中沢 33 号線	浜松市中央区中沢町 364 番 75	前	最小 2.00m ～ 最大 2.00m	11.97m
			後	最小 3.00m ～ 最大 3.00m	

浜松市告示第 5 2 0 号の 3

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令 和 8 年 9 月 1 5 日
から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令 和 8 年 9 月 1 5 日から 2 週間浜松市中央土木整備事務所において一般の
縦覧に供する。

令 和 8 年 9 月 1 5 日
浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	上島 29 号線	浜松市中央区上島一丁目 1289 番 2	前	最小 3.12m ～ 最大 3.15m	10.21m
			後	最小 3.56m ～ 最大 3.57m	

浜松市告示第 5 2 0 号の 4

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令 和 8 年 9 月 1 5 日
から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令 和 8 年 9 月 1 5 日から 2 週間浜松市中央土木整備事務所において一般の
縦覧に供する。

令 和 8 年 9 月 1 5 日

浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	新津 3 号線	浜松市中央区新津町 460 番 4	前	最小 2.12m ～ 最大 2.12m	18.48m
			後	最小 3.06m ～ 最大 3.06m	

浜松市告示第520号の5

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年9月15日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年9月15日から2週間浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日
浜松市長 中野祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	高町11号線	浜松市中央区三組町11番8地内	前	最小 2.41m ～ 最大 2.43m	18.27m
			後	最小 3.20m ～ 最大 3.21m	
市道	三組1号線	浜松市中央区三組町11番8地内	前	最小 3.75m ～ 最大 4.01m	8.58m
			後	最小 3.87m ～ 最大 4.01m	

浜松市告示第 5 2 0 号の 6

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令 和 8 年 9 月 1 5 日
から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令 和 8 年 9 月 1 5 日から 2 週間浜松市中央土木整備事務所において一般の
縦覧に供する。

令 和 8 年 9 月 1 5 日

浜松市長 中 野 祐 介

道路 の 種類	路 線 名	区 間	別	幅 員	延 長
市道	三組 3 号線	浜松市中央区三組町 144 番 8	前	最小 2.47m ～ 最大 2.58m	12.46m
			後	最小 3.23m ～ 最大 3.29m	